

本省令の日本語訳は、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICA は、本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

カンボジア王国

2000年12月29日付の身分に関する政令

No.103ANKbk の第8条及び第59条の

改正に関する政令

日本語訳

2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の
第 8 条及び第 59 条の改正に関する政令

第 1 条 2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk の第 8 条及び第 59 条を下記のように改正する。

新第 8 条

コミューン・サンカットの委員会は自分の管轄のでコミューン・サンカットの身分登録について責任を持たなければならない。

新第 59 条

身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録はカンボジア国民にのみ適用し、2002 年 8 月 1 日から 2005 年 8 月 31 日までの 3 年間とする。

本期間を経過した場合で、出生証書または死亡証書を有しないカンボジア国民は居住地の管轄の地方裁判所から判決をもらい、管轄のコミューンまたはサンカットの身分登録官に申請し、登録をしなければならない。結婚証書関係については配偶者が任意でその申立てをすることができる。

2002 年度については、各種身分登録簿は 2002 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで使用することができる。

2003 年以降は 2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の第 14 条 1 項を適用する。

プノンペン、2002 年 6 月 24 日

首相 フンセン

身分に関する政令の改正についての政令

1 条のみ

「2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk」の第 25 条、第 40 条、第 43 条、第 45 条、第 47 条、第 51 条、及び 2002 年 6 月 24 日付の「2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk」の第 8 条及び第 59 条の改正に関する政令 No.60 ANKbk」の新第 59 条を下記のように改正する。

新第 25 条

子供が出生し、30 日以内に報告をし、出生登録をしていない場合は親または保護者は管轄のコミュン・サンカットに登録申立てをしなければならない。その場合において、出生証書用紙代としてラタナックキリー州、モンドルキリー州、ストウントレイン州、プリアスヴィヒア州、ウッドメアンチェイ州の住民については 1000 リエルを、それ以外の場合は 4000 リエルを支払わなければならない。

上記の場合について、内務大臣は申立て方法及びその手続き、それに出生登録簿への登録手続きについての追加のガイドラインを出さなければならない。

新第 40 条

死亡が 15 日を経過し、死亡登録の届け出をしていない場合において、遺族は管轄のコミュン・サンカットに登録申立てをしなければならない。その場合において、死亡証書用紙代としてラタナックキリー州、モンドルキリー州、ストウントレイン州、プリアスヴィヒア州、ウッドメアンチェイ州の住民については 1000 リエルを、それ以外の場合は 4000 リエルを支払わなければならない。

上記の場合について、内務大臣は申立て方法及びその手続き、それに死亡登録簿への登録手続きについての追加のガイドラインを出さなければならない。

新第 43 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に出生し、出生証書を持っていない場合は定住の住居地の管轄のコミュンまたはサンカットで新しい書式に基づいて出生登録を行うことができる。その場合はきちんとした居住地を有し、信用できる 2 人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

給料をもらっている国家公務員または年金受給者については給料に係る書類や年金受給書類などを持参し、出生登録簿に生年月日などを登録しなければならないが、その生年月日は当該関連資料と異なってはならない。

新第 45 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに夫婦になっているが、結婚証書を持っていない人はその夫婦当事者が定住の住居地の管轄のコミュンまたはサンカットで

新しい書式に基づいて婚姻登録を行うことができる。その場合は、きちんとした居住地を有し、信用できる 2 人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

新第 47 条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに死亡し、死亡証書がない場合は、その死亡者の親族が自分の定住の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットで新しい書式に基づいて死亡登録を行うことができる。その場合はきちんとした居住地を有し、信用できる 2 人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

新第 51 条

当年度の身分証書の謄本または抄本の申請はコミューンまたはサンカットの役場で行い、謄本または抄本には身分登録官が署名し、公印を押さなければならない。

新第 59 条 (重)

a. 身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録はカンボジア国民にのみ適用し、2002 年 8 月 1 日から 2005 年 8 月 31 日までとする。

本期間を経過した場合で、出生証書または死亡証書を有しないカンボジア国民は本政令新第 25 条及び新第 40 条で規定されている条件の下で行わなければならない。結婚証書関係については配偶者が任意でその申立てをすることができる。

2002 年度については、各種身分登録簿は 2002 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで使用することができる。

2003 年以降は 2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の第 14 条 1 項を適用する。

b. 本政令が施行された日から 2005 年 8 月 31 日まで、身分登録、出生証明、死亡証明を申請したカンボジア国民に対してその身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。

2002 年 8 月 1 日から 2005 年 8 月 31 日の期間において出生した子供で、出生未登録の場合については、父母または保護者が 2005 年 8 月 31 日までにその出生登録をすれば、その身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。

c. 国民が簡単に身分登録できるようにするために、コミューン・サンカットは施策として内務省のガイドラインに基づいてモバイル身分登録を行なうことができる。

プノンペン、2004 年 6 月 14 日

首相 フンセン

2004 年 6 月 14 日付の身分に関する政令 No.17 ANKbk の
新第 59 条（重）の改正に関する政令

1 条のみ 2004 年 6 月 14 日付の身分に関する政令の改正の政令 No.17 ANMKbk の新第 17 条（重）項目 a.及び項目 b を下記のように改正する。

新第 59 条（重）

a. 身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録はカンボジア国民にのみ適用し、2002 年 8 月 1 日から 2006 年 8 月 31 日までとする。

本期間を経過した場合で、出生証書または死亡証書を有しないカンボジア国民は 2004 年 6 月 14 日付の政令新第 25 条及び新第 40 条で規定されている条件の下で行わなければならない。結婚証書関係については配偶者が任意でその申立てをすることができる。

b. 本政令が施行された日から 2006 年 8 月 31 日まで、身分登録、出生証明、死亡証明を申請したカンボジア国民に対してその身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。

2002 年 8 月 1 日から 2006 年 8 月 31 日の期間において出生した子供で、出生未登録の場合については、父母または保護者が 2006 年 8 月 31 日までにその出生登録をすれば、その身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。

プノンペン、2005 年 8 月 23 日

首相 フンセン